

令和元年 11 月 28 日

新型インフルエンザにおける医療体制における医療資機材の整備について（案）

厚生科学審議会感染症部会

1. 現在の方針について

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）
 - 国及び都道府県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。
 - 国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。
 - 国は、都道府県等に対し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。
- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）
 - 厚生労働省は、国内の新型インフルエンザ等患者の発生状況を把握しつつ、ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が適正かつ円滑に流通するよう調整する。
 - 都道府県等は、厚生労働省と連携し、感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。

2. 現状について

- 国は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、都道府県が確保した新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ患者入院医療機関」という。）が必要な病床及び医療資器材等をあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金」制度を平成 20 年 10 月に開始し、平成 21 年 9 月に一部改正を行った。
- 補助対象設備は、新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費、人工呼吸器及び付帯する備品、個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、キャップ、フェイスシールド）、簡易陰圧装置、簡易ベッド。

3. 今後の方向性（案）について

① 個人防護具（ガウン）

- 平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業において、「新型インフルエンザ等発生時に初期対応を行う「検疫所」「医療機関」「保健所」における感染対策に関する手引き（暫定 1.0 版）」が平成 27 年 3 月に報告された。
- 手引きの中に記載があるように、エボラ出血熱のように患者の血液・体液や、ウイルスで汚染されたもの（針やシリンジなど）との（損傷した皮膚や目・鼻・口の粘膜を介した）直接接触によって感染するものについては、WHO や CDC ガイドラインにおいてカバーオールタイプ（全身防護具）の着用が推奨されている。
- 他方で、新型インフルエンザの主要な感染経路は飛沫感染であり、手指を介した間接的な接触感染は起こり得るものの、エボラ出血熱のように直接接触により感染するものではない。
- 上記のことから、新規で購入する場合は以下のとおりとする。

	現行	改定案
ガウン	耐水性のある不織布素材である。長袖で体の 全面 をおおえる後ろ開き形式であり、通気性、透湿性があるもの。業務遂行に支障がないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。	耐水性のある不織布素材である。長袖で体の 前面 をおおえる後ろ開き形式であり、通気性、透湿性があるもの。業務遂行に支障がないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。 カバーオールタイプ（全身防護服）でないもの。

② 簡易陰圧装置・アイソレーター

- WHO などのガイドラインにおいて、簡易陰圧装置や患者搬送用アイソレーターに関する記載はない。
- また、国立感染症研究所ホームページ「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者搬送における感染対策（平成 26 年 7 月 25 日）」によると、搬送従事者、患者のそれぞれが、必要とされる感染対策を確実に実施すれば、患者搬送にアイソレーターを用いる必要はないと記載されている。
- 一方で、国内の医療施設の受け入れ状況などを勘案し、十分な精査を行う必要がある。
- 上記のことから、以下のとおりとする。

簡易陰圧装置・アイソレーターの整備について、今後見直しに向けた調査を行う。